港湾法(昭和25年法律第218号)第56条の3第1項の規定に基づく変更の届出があったため、同法同条第5項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成30年3月8日

- 1 届出者の住所、名称及び代表者の氏名
 - (1) 住 所 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
 - (2) 名 称 東京電力フュエル&パワー株式会社
 - (3) 代表者の氏名 代表取締役社長 守谷 誠二

2 施設の所在する水域の範囲

福島県双葉郡広野町大字下北迫字二ツ沼国家基準点二ツ沼三等三角点(北緯 37 度 14 分 23.920 秒、東経 140 度 59 分 51.966 秒)を基点とし、次の地点のうち⑦の地点から®の地点までを順次直線で結んだ線と陸域とによって囲まれた水域。

446.25mの地点

⑦の地点 基点から 120度40分08秒 903.03mの地点 ②の地点 ②の地点から 20度07分52秒 605.81mの地点 ⑤の地点 ⑥の地点から 82 度 24 分 37 秒 76.47mの地点 国の地点 の地点から 131 度 59 分 55 秒 148.56mの地点 母の地点 母の地点から 85度42分52秒 38.81mの地点 の地点 母の地点から 56 度 33 分 36 秒 88.92mの地点 ①の地点 ②の地点から 84度28分36秒 42.60mの地点 ②の地点 ①の地点から 87度03分42秒 263.35mの地点 ③の地点 ②の地点から 90度00分00秒 173.00mの地点 ④の地点 ③の地点から 42度55分48秒 29.36mの地点 ⑤の地点 ④の地点から 90度00分00秒 92.50mの地点 ⑥の地点 ⑤の地点から 126 度 28 分 09 秒 28.60mの地点 ⑦の地点 ⑥の地点から 89度05分39秒 126.52mの地点 ⑧の地点 ⑦の地点から 89度13分59秒 261.52mの地点 ⑨の地点 ⑧の地点から 119 度 47 分 38 秒 579.62mの地点 ⑩の地点 ⑨の地点から 210 度 04 分 42 秒 266.37mの地点 ⑪の地点 ⑩の地点から 207 度 55 分 49 秒 225.24mの地点 ②の地点 ①の地点から 208 度 09 分 45 秒 224.59mの地点 ③の地点 ②の地点から 208度55分56秒 227.38mの地点 個の地点 13の地点から 209 度 25 分 09 秒 229.03mの地点 ⑤の地点 ⑥の地点から 270 度 30 分 50 秒 223.01mの地点

⑪の地点 ⑯の地点から 271 度 01 分 34 秒 167.53mの地点 ⑱の地点 ⑰の地点から 276 度 29 分 37 秒 61.90mの地点

16の地点 15の地点から 271 度 55 分 35 秒

- 3 当該届出により変更しようとする内容
 - (1) 施設の種類、規模及び構造
 - ① 外郭施設

区分	変更前			変更後	
北護岸	規模		規模		
	延 長	705.0m	延 長		697. 1m
	天端高 0.P.+5.	$13m\sim+5.63m$	天端高		同左
	天端幅	7.3m	天端幅		同左
	構造		構造		
	テトラポッド被覆捨石ブロック		同左		
	堤				
中央護岸	規模		規模		
	延長	306.9m	延 長		298. 0m
	天端高	0.P. + 4.5m	天端高		同左
	天端幅	7.3m	天端幅		同左
	構造		構造		
	捨石ブロック堤		同左		

4 当該届出に係る施設の工事の開始及び完了の予定期日

開始 平成30年 5月 1日

完 了 平成31年12月31日